

議案第 38 号

平成 22 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

平成 22 年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,302,652 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 22 年 2 月 17 日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		927,200 ^{千円}
	1 使用料	927,199
	2 手数料	1
2 国庫支出金		17,000
	1 国庫補助金	17,000
3 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
4 繰入金		781,538
	1 繰入金	781,538
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		307,903
	1 延滞金及び加算金	2
	2 雑収入	307,901
7 市債		269,000
	1 市債	269,000
歳入合計		2,302,652

歳 出

款	項	金 額
1 卸売市場事業費		1,651,871 ^{千円}
	1 運 営 費	1,162,739
	2 施 設 整 備 費	489,132
2 公 債 費		645,781
	1 公 債 費	645,781
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	2,302,652

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北部市場 施設整備事業	千円 54,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 5.0% 以 内	借入れの日から30カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場 施設整備事業	215,000			
合 計	269,000			